

平成 30 年度 県立網干高等学校複数志願選抜生徒募集要項

1 所在地

〒 671-1286 兵庫県姫路市網干区新在家 259-1 TEL 079-274-2012

2 募集定員

160 名（特色選抜の定員 24 名を含む）

3 選抜方法

- (1) 複数志願選抜は、「平成 30 年度兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱」に基づいて、中学校長から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績等を資料として行います。
- (2) 学力検査は「国語」「数学」「社会」「理科」「英語（聞き取りテストを含む。）」の 5 教科で実施します。

4 出願資格（以下の(1)に該当し、(2)～(5)のいずれかに該当する者。）

- (1) 平成 30 年 3 月に中学校（特別支援学校中学部、文部科学大臣が認定した在外教育施設等を含む。以下同じ。）を卒業する見込みの者並びに学校教育法第 57 条及び同施行規則第 95 条に規定する者。
- (2) 第 4 学区に本人が保護者（本人に対して親権を行う者をいい、親権を行う者がいないときは、本人の後見人をいう。以下同じ。）とともに居住している者。
ただし、高砂市に居住している者は、隣接区域の高等学校に出願することができます。その際、高砂市に居住している者が第 2 志望を志願する場合は、第 1 志望と同じ隣接区域から選ばなければなりません。
- (3) 県内の中学校卒業見込みの者及び卒業等で、複数志願選抜を実施する高等学校に入学を志願する者のうち、「4 出願資格(2)に該当しない者で、特別の事情があり「入学志願承認申請書」により、志願高等学校長の承認を得た者。
- (4) 県外の中学校卒業見込みの者及び卒業者等で、複数志願選抜を実施する高等学校に入学を志願する者のうち、「入学志願承認申請書」により、志願先高等学校長の承認を得た者。
- (5) 「4 出願資格(4)」に係る申請手続期間終了後に、県外から保護者の転勤等正当な理由によって複数志願選抜を実施する高等学校に入学を志願し、「特別出願申請書」により、兵庫県教育委員長の許可を得た者。

5 入学志願承認申請手続及び特別出願許可申請手続

- (1) 入学志願承認申請手続（「4 出願資格(3)(4)」にあたる者。なお、郵送は認めません。）
期間 平成 30 年 1 月 15 日（月）～ 2 月 21 日（水）（土曜、日曜、祝日を除く。）
時間 9:00～16:30（2 月 21 日（水）は 9:00～12:00。）
受付 県立網干高等学校
- (2) 特別出願許可申請手続（「4 出願資格(5)」にあたる者。なお、郵送は認めません。）
期間 平成 30 年 2 月 22 日（木）～平成 30 年 3 月 2 日（金）（土曜、日曜、祝日を除く。）
時間 9:00～1700（3 月 2 日は 9:00～12:00。）
受付 兵庫県教育委員会事務局学事課

6 出願手続き

(1) 出願について

志願者は、1 校 1 学科に限り第 1 志望の高等学校に出願することができます。その際、第 1 志望以外に第 2 志望の高等学校を志願することができます。

(2) 出願書類

	窓口受付	郵送の場合
出 願 期 間 及 び 時 間	平成 30 年 2 月 22 日 (木) ～ 2 月 26 日 (月) 9:00～16:30 (2 月 26 日(月)は 9:00～12:00。)	平成 30 年 2 月 22 日 (木) 又は 2 月 23 日 (金)
特別出願期間 及 び 時 間	平成 30 年 3 月 1 日 (木) 及び 3 月 2 日 (金) 9:00～16:30	平成 30 年 3 月 1 日 (木)
出 願 先	第 1 志望の高等学校	
提 出 方 法	出身中学校を経て第 1 志望の高等学校長に提出	
	窓口へ持参	配達日指定の簡易書留にしなければなりません。(封筒表面に「願書在中」と朱書すること。) 受検票の送付用として 362 円分の切手(速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手。)を貼り、送付先を記入した返信用定形長 3 号封筒(12 cm×23.5 cm)を同封してください。

(3) 出願に必要な書類

- ア 入学願書・受検票(第 4 学区複数志願選抜管理委員会で交付する所定の様式のもの。)
- イ 住民票記載事項証明書(過年度卒業者のみ。)
- ウ 保護者が後見人の場合は、中学校長が確認した旨の副申書(様式自由)
- エ 入学志願承認書(「4 出願資格(3)(4)」にあたる者のみ必要。)
- オ 特別出願許可書(「4 出願資格(5)」にあたる者のみ必要。)
- カ その他本校高等学校長が必要とする書類
- キ 入学考査料は次に従って納入してください。

金額 2,200 円

兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付する(消印のあるものは無効)。

7 志願変更

- (1) 志願者は、願書受付締切後、次の志願変更をいずれか 1 回限り行うことができます。ただし、複数志願選抜実施校間においては、第 1 志望の変更はできません。

ア 複数志願選抜実施校から単独で選抜を実施する高等学校へ、又は、単独で選抜を実施する高等学校から複数志願選抜実施校への志願変更。なお、単独で選抜を実施する高等学校から複数志願選抜を実施する高等学校へ志願変更した場合も、第 1 志望加算点を加点します。

イ 同一の通学区域又は隣接区域内における、複数志願選抜実施校間の第 2 志望の志願変更。なお、この場合、第 2 志望無しから新たに加える又は出願時の第 2 志望を無しへの変更も含みます。

- (2) 志願変更の取扱期間及び時間

2 月 28 日 (水) ～ 3 月 2 日 (金)

9:00～16:30 (3 月 2 日(金)は 9:00～12:00)

8 学力検査

(1) 期日 平成 30 年 3 月 12 日 (月)

(2) 受検会場 県立網干高等学校

(3) 検査実施時間

8:20	8:30～8:40	9:00～9:50	10:05～10:55	11:10～12:00	昼	12:50～13:40	13:55～14:55
集合	注意	国語	数学	社会	食	理科	英語

なお、「英語」のうち聞き取りテストは、「英語」開始直後に行い、10 分程度とします。

(4) 受検当日の注意事項

ア 受検当日は、受検票、筆記用具（鉛筆又はシャープペン・消しゴム）、直定規、コンパス、腕時計、昼食、水筒、上履き、靴を入れる袋を持参すること。

イ 以下のものは、検査場へ持ち込むことを禁止とします。

下敷き、筆箱、三角定規、分度器、計算機（時刻表示付きを含みます）分度器・計算機等が付いた定規、計算機や辞書機能等が付いた時計等、携帯電話、その他受検に必要なもの。

ウ 各検査場開始後 10 分以内の遅刻の場合においては受検を認めますが、検査時間の延長は行いません。

エ 受験票を忘れた場合は、事務室へ申し出て、再交付を受けてください。

オ その他、受検に関して不明な点は、出身中学校に問い合わせてください。また、学区外及び県外からの受検に関しては、第 4 学区複数志願選抜管理委員会（県立龍野高等学校）に問い合わせてください。

なお、受検当日の問い合わせ、連絡などは県立網干高等学校へ問い合わせてください。

カ 中学校卒業程度認定試験合格者の受検生に対しては、面接を実施します。

キ 受検者は検査終了まで校舎外へ出ることはできません。

9 合格者発表

(1) 日時 平成 30 年 3 月 19 日 (月) 10:00～12:00

(2) 場所 県立網干高等学校

(3) 手続 合格者は、当日の 10:00～12:00 に、県立網干高等学校で受検票を提示して、「合格校についてのお知らせ」を受け取ってください。

(4) 合格者の発表についての電話その他の問い合わせには応じません。

(5) 合否結果（合格については合格校名を含む。）は、志願者の進路指導に生かすため、第 4 学区に所在する中学校に限り、志願者の出身中学校長にお知らせします。

※ 「合格校についてのお知らせ」等は、コンピュータで印字しますので、名前の字が願書に記入したものと異なるものになることがあります。

10 合格者説明会

3 月 23 日（金）の以下の時間に、合格した高等学校で合格者説明会を行います。「合格校についてのお知らせ」を持参の上、保護者とともに集合してください。

受付 13:00～13:30 説明会 13:30～